

平成21年度事業計画

1 基本方針

犯罪被害者等に対する支援の重要性について広く県民の理解を深め、社会全体の被害者支援意識の高揚と定着を図るための広報・啓発活動を積極的かつ継続的に行うとともに、当支援センターが、健全で永続的な活動を行っていくために必要な組織体制の整備や財政基盤の確立を図り、警察や関係機関・団体等と連携しながら被害者等の被害の早期回復や被害の軽減を図るための各種被害者支援活動の事業を展開する。

また、被害者等に対する各種相談の受理や直接支援等の活動に従事する支援員の専門的知識や支援技術の向上に努め、もって「早期援助団体」として山梨県公安委員会の指定を受け得るセンターをめざし、併せて公益法人制度改革のなかで、「公益社団法人」として認定を受けるための諸準備をすすめていくものとする。

2 主要事業

- (1) 電話相談、面接相談及びその他の支援活動等に対する対応能力の充実強化を図る。
- (2) 県民への広報・啓発活動を積極的かつ継続的に推進する。
- (3) 各種研修の随時開催と他機関研修への派遣により支援員等の資質・能力の向上を図る
- (4) 賛助会員等の拡大により安定した財政基盤を構築する。

平成21年度事業計画

実施事項	実施時期	実施内容
会務運営	総会	5・3月 甲府市において開催する。
	理事会	年間 総会前及び必要に応じ開催する。
相談活動の推進	電話相談	年間 電話相談員（ボランティア）の技能向上を図るとともに各種電話相談に適切に対応する。
	メール相談	年間 被害者からのメール相談に応じ、各種情報の提供を行う。
	面接相談	年間 面接相談員（ボランティア）の技能向上を図るとともに必要かつ適切な面接相談を実施する。
直接の支援活動の推進	専門相談	年間 弁護士、精神科医、臨床心理士等による専門相談を実施する。
	付添い支援	年間 被害者等からの依頼により直接支援員等が裁判所、病院等へ付き添って支援を行い、精神的負担の軽減を図る。
	日常生活の支援	年間 被害後、間もない被害者等へ支援員等が、買い物、身の回りの世話等を実施する。

間接の支援等の活動の推進	間接支援	年 間	犯罪被害者等給付金申請の手続きの補助を行う。
	自助グループへの支援	年 間	被害者同士で支えあえる自助グループの育成を図る。
ボランティアの育成・養成	研 修 会	年 間	支援員(ボランティア)の意識、技能の向上を図るため、講師を招き隨時開催する。
相談体制の充実	専門相談員の委嘱	年 間	相談業務の充実を図るため、専門相談員（弁護士、精神科医、臨床心理士）を委嘱するなど体制の整備を図る。
	代理被害防止	年 間	支援員の代理被害の防止を図るため、臨床心理士、医師等によるメンタルケアを隨時実施する。
広報啓発活動	広 報 活 動	3 回	機関誌「あなたの思いやりを」を発行・配布し、会員等へ業務内容、活動状況を報告する。
		年 間	ポスター・リーフレット等を作成・配布、街頭キャンペーンの実施、マスコミを通じた広報活動等により被害者支援の重要性、センターの事業内容の広報に努める。 ホームページの公開・更新を行い、センターの事業及び活動を紹介する。
	啓 発 活 動	年 間 11 月	警察署や各種団体等へ講師を派遣し、犯罪被害者等の現状、センターの支援活動の状況等の周知を図る。 県民の被害者支援の意識高揚を図るため、講演会等を開催する。
調査研究活動	研 究 活 動	年 間	被害者支援ネットワークの全国規模・関東ブロック規模等の研修会、その他関係機関が開催する各種の研修会・講演会等へ積極的に参加し、支援団体・支援活動のあり方等について研究する。 山梨県(県民生活課、女性相談所、中央児童相談所等)、山梨県警察、山梨県犯罪被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体と連携を深め、被害者の実態に関する情報交換を行い、その実態に即した施策、対応等の積極的推進を図る。